平成２２年（フ）第５５６５号
大阪府摂津市鶴野１丁目５番９―201号
債務者　見澤　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８８号
大阪府八尾市本町２丁目12番14号
債務者　堀内　　力
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６００号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番122―104号
債務者　梅本　安子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６０４号
大阪市西成区花園北１丁目６番23―801号
債務者　前村　智美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６０８号
大阪府八尾市志紀町南３丁目173番地グランコート志紀101号
債務者　鍋島ちえみ
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４５号
大阪府大東市諸福７丁目２番14号
債務者　岡田　絵美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４８号
大阪市東住吉区田辺３丁目19番11号
債務者　梶　　高寿
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７３号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目10番９号新生荘２階11号室
債務者　宮前　義治
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６８３号
大阪市平野区瓜破東３丁目３番27号　トポフィリアス三番館201号
債務者　三浦　幸夫
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６８４号
大阪市平野区瓜破東３丁目３番27号　トポフィリアス三番館201号
債務者　三浦　深雪（旧姓白根）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７０４号
大阪府高槻市出丸町４番44号の40
債務者　平田美奈子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４号
岡山県井原市高屋町1723番地１
債務者　花崎　竜也
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
岡山県倉敷市福田町古新田900―20、住民票上の住所岡山県岡山市南区新保102番地３サーパス新保緑道公園1302号
債務者　有門　啓太
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
広島県三次市十日市南５丁目１番41号
債務者　田原　卓宏
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１００９号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目４番５―103号
債務者　多田　正巳
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１号
北海道空知郡奈井江町字奈井江762番地10
債務者　川端　　恒
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
北海道赤平市平岸新光町８丁目16番地
債務者　玉谷美和子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
群馬県安中市安中１丁目21番43号
債務者　笹原　弘康
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部